

当院は保険医療機関です

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

当院の施設基準に関する届出事項

当院は以下の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 3
- ・ 二次性骨折予防継続管理料 3
- ・ 酸素の購入単価

診療報酬加算に関する院内掲示について

■電子的診療情報連携体制整備加算について

当院ではマイナ保険証の利用促進等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう以下の取り組みを行っています。

- ① オンライン請求を行っています。
- ② オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ③ 電子資格確認を利用し取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- ④ マイナンバーカードの健康保険証利用について、利用しやすい環境を整備しています。
- ⑤ マイナ保険証について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示しています。
- ⑥ 領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無償で発行しています。

■外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

当院では厚生労働省の定める基準に基づき「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)」を算定しております。本評価料は、医療現場で働く職員の賃上げを実施し、人材確保及び良質な医療の提供を継続するためのものです。

■夜間・早朝等加算について

当院では厚生労働省の規定により、平日 18:00 以降受付された場合は、「夜間・早朝等加算」を算定しています。

■生活習慣病管理料Ⅱについて

高血圧・糖尿病・脂質異常症の治療で通院中の患者様には、療養計画書を作成し、生活習慣の改善に向けた総合的な治療管理を行っています。

病状により、28 日以上の長期投与またはリフィル処方箋の発行が可能となります。

長期投与・リフィル処方に対応可能かは病状に応じて担当医が判断いたします。

■特定疾患療養管理料について

厚生労働省が定める特定疾患に対し、治療計画に基づき療養上の管理を行った場合に特定疾患管理料を算定しております。

病状により、28 日以上長期投与またはリフィル処方箋の発行が可能となります。

長期投与・リフィル処方箋が対応可能かは病状に応じて担当医が判断いたします。

■二次性骨折予防継続管理料 3 について

骨粗鬆症の治療による二次性骨折の予防を推進するため、該当患者さまへ二次性骨折予防継続管理料 3 を算定しております。

病状により、28 日以上長期投与またはリフィル処方箋の発行が可能となります。

長期投与・リフィル処方箋が対応可能かは病状に応じて担当医が判断いたします。

■明細書の発行について

当院では医療の透明化及び患者さまへの情報提供を推進するため、領収書の発行の際に明細書を無料で発行しています。

■一般名処方加算について

当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

特定の医薬品の供給が不足した場合であっても一般処方名によって患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなります。

■長期収載品の選定療養について

令和 6 年 10 月より後発品医薬品がある先発医薬品について、患者さまのご希望にて先発医薬品を選択された場合、選定療養として特別の料金が発生する場合があります。選定療養は薬局でのお支払いとなります。